

資料 2 3

「母子家庭等就業・自立支援センター」事業概要（厚生労働省）

都道府県・指定都市・中核市が実施主体となり（母子寡婦福祉団体等への委託が可能）、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の取り決めなどの専門相談を実施する事業

事業内容

母子家庭の母等の就業支援事業

就業相談・・・・・・・・・・個別就業相談、事業運営に関する相談
就業促進活動・・・・・・・・・・企業への雇用啓発、求人開拓
相談関係者の活動支援・・研修会の実施
事例検討会の定期的開催、事例集作成

就業支援講習会等事業

就業準備・離転職セミナーの実施
起業家支援セミナーの実施
就業支援講習会の習熟度に応じた段階的实施と旅費の支給
託児サービスの実施

就業情報提供事業

母子家庭就業支援バンク・・・・・・・・情報収集・提供（電子メール、郵送等）
情報誌の定期的発行
インターネットを活用した労務相談

母子家庭等地域生活支援事業

継続的、専門的生活支援
・・・・・・・・母子生活支援施設等を活用した巡回相談・指導
専門相談・・・・・・・・養育費の取り決め等の法律相談等
父子家庭への相談支援

センター職員によるブロック別合同研修会の実施

事業広報、関係機関との連携

（ ・実施主体 都道府県・指定都市・中核市（母子福祉団体等に委託することができる）
・補助率 国 1 / 2、 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2 ）